

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|--------------------------------|
| 1 | 1号機 | 主蒸気内側隔離弁（B・C・D）定例試験（10%閉）時、動作時間に参考値外れが認められたため、当該弁試験用電磁弁（3台）を点検・修理 | D | |
| 2 | 2号機 | 原子炉建屋原子炉隔離時冷却系ポンプ室油ドレンサンプ放射線モニタ装置点検において、電源電圧測定用端子（2箇所）に破損が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 3 | 2号機 | タービン建屋換気空調系排風機（B）温度スイッチ付指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 4 | 1号機 | 中央操作室気象観測盤記録計（日射量・放射収支量・雨量）の記録用紙押さえ部のツメに破損が認められたため、当該部を点検・修理 | D | H21年1月5日再審議にて号機変更 2号機 → 1号機 |
| 5 | 2号機 | 主タービングランドシール蒸気系蒸化器主蒸気入口弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理 | C | |
| 6 | 3号機 | 工事用図面の発電所構外への置き忘れが認められたため、当該図面を回収及び対応検討 | B | 3月12日公表済 (PDF74KB) |
| 7 | 3号機 | 電線管中継端子箱（原子炉建屋1階北西エリア設置）の扉取っ手に破損が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 8 | 4号機 | 廃棄物地下貯蔵設備建屋（屋上）排気ダクト上部に穴（2箇所）が認められたため、当該ダクトを点検・修理 | A | 3月12日公表済 (PDF129KB) |
| 9 | 5号機 | 原子炉補機冷却系熱交換器入口海水配管ドレン弁点検において、ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換 | D | |
| 10 | 5号機 | 補機冷却海水系代替放出弁（二次側）駆動部点検において、開度指示部に腐食が認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 第1給水加熱器（B）ドレン水位調整弁等（5台）点検において、弁体（5台）及びシートリング（1台）に浸食が認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 12 | 5号機 | タービン補機冷却系熱交換器海水出口調整弁（2台）点検において、弁箱ゴムライニングに剥離等が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 13 | 5号機 | 主タービン湿分分離器ドレンタンク（1・2）溶接部浸透探傷検査において、判定基準を超える指示模様（各1箇所）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 14 | 5号機 | 主タービン湿分分離器（3）溶接部浸透探傷検査において、判定基準を超える指示模様（43箇所）が認められたため、当該部を修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|-----------------------|
| 15 | 5号機 | 主タービン湿分分離器（4）溶接部浸透探傷検査において、判定基準を超える指示模様（60箇所）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 16 | 5号機 | 原子炉建屋地階トールラス室西側の床面より地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 17 | 6号機 | 残留熱除去系定例試験時、熱交換器出口流量記録計に動作不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 18 | 6号機 | 工事用図面の発電所構外への置き忘れが認められたため、当該図面を回収及び対応検討 | B | 3月12日公表済 (PDF74KB) |
| 19 | 集中環境施設 | 焼却工作建屋換気空調系冷凍機（B）圧縮機（1）油冷却器冷媒調節弁キャピラリーチューブの外れが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 20 | 集中環境施設 | シャワードレン処理系シャワードレンろ過器バグフィルタベント管に排水ホース取付けを提案 | 対象外 | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで